

株式会社ジェイウインド「(仮称)新郡山布引高原風力発電所環境影響評価方法書」  
に対する通知について

令和4年7月21日  
経済産業省  
商務情報政策局  
産業保安グループ

本日、電気事業法施行規則第61条の5第1項ただし書の規定に基づき、令和4年1月26日付けで届出のあった「(仮称)新郡山布引高原風力発電所環境影響評価方法書」について、電気事業法施行規則第61条の5第1項に定める勧告の期間を延長するとともに、同規則同条第2項の規定に基づき、株式会社ジェイウインドに対し、延長する期間及び期間を延長する理由を通知した。

1. 延長する期間

令和4年7月24日から令和4年9月22日まで

2. 期間を延長する理由

本方法書について、環境影響評価法第9条による地域を管轄する都道府県知事への意見の概要等の送付が遅れたことに伴い、電気事業法施行規則第61条の5第1項に定める期間内に都道府県知事意見等を勘案することが困難であるため。

(参考) 環境影響評価方法書に係る手続

環境影響評価方法書受理	令和4年 1月26日
経済産業大臣勧告期限 (延長後)	令和4年 9月22日

問合せ先：電力安全課 長尾、須之内  
電話：03-3501-1742 (直通)